

改葬許可証の取得方法

改葬とは

一度埋葬した死体や遺骨を、現在のお墓から別の場所に移すこと。

改葬を行うには、現在お墓がある場所の市区町村長が交付する「改葬許可証」が必要になります。

「改葬許可証」は、お墓1基に対する証明ではなく、死体や遺骨1体1体に対する証明となります。複数あるいは全て改葬される場合は1体1体申請してください。人数・詳細等が不明な場合は、直近の一人を分かる範囲で書いた上で、死亡者の氏名欄に「他先祖代々」等と追記してください。

改葬許可の申請方法

1. 町内の墓地、霊園、納骨堂等を、別の墓地等に移す場合

- ① 新しいお墓、霊園、納骨堂などを探してください。
- ② 新しいお墓が見つければ、その霊園、寺院の管理者から「受入証明書」「墓地使用承諾書」「契約書」などを発行してもらってください。難しい場合はパンフレットやホームページの印刷でも対応可能です。
- ③ 「改葬許可申請書」に必要事項を記入し、現在埋葬している墓地の墓地管理者に記名、押印してもらってください。

墓地管理者とは

自治会（区）管理の墓地の場合は「自治会長（区長）」、お寺の墓地の場合は「寺の代表者」、共同墓地の場合は「管理組合の組合長」等。
(福崎町内に福崎町が管理する墓地はありません)

- ④ 死亡者の死亡日が分かる戸籍（死亡者の本籍が福崎町の場合は必要ありません）、**死亡者と申請者の関係性がわかる戸籍**を取得してください。
- ⑤ ②～④で用意した書類、印鑑、本人確認書類（運転免許証等）を持って、役場住民生活課の窓口までお越しください。
- ⑥ 改葬許可証を交付いたします（1通につき手数料300円）。

2. 町外の墓地、霊園、納骨堂等を、町内の墓地等に移す場合

- ① 新しいお墓、霊園の管理者から「受入証明書」または「墓地使用承諾書」などを発行してもらってください。
※自治会（区）の墓地の場合は、役場に「受入証明書」の様式を用意していますので、自治会長（区長）に記名、押印してもらってください。
- ② 現在埋葬している墓地がある市町村の担当窓口にて「改葬許可申請書」様式をもらい、指示に従って①と一緒に提出してください。